

「都城市史」、都城史談会、一九八九年。

(10) 「都城市史」(都城市、一九七〇年)。

(11) 「はじめに」(『都城市史』一九七〇年)。その概略を示すと次のようである。①町制市制施行の歴史は重複して差支えないから三十年史補遺のつもりで調査する。②都城は古来文教の府として自負したところであるから、教育都城の面目があらわれるよう注意する。③民族精神・愛郷心・愛国心涵養の資となるよう意図すること。

(12) 拙稿「庄内地理志」刊行までの経緯(『都城市史 史料編 近世1』、二〇〇一年)。

(13) 平成十六年度から開催した。

(14) 平成十三年五月十三日に『庄内地理志』発刊記念シンポジウム「近世日本の地誌と地域社会」、また事業終了後に、都城市史完成記念歴史シンポジウム「伝えよう！地域の記録と記憶」を開催した。

(15) なお、『庄内地理志』にはいくつかの写本があり、今回の調査ではそのすべてを撮影することにした。詳細は次章参照。

(16) いずれも平成十六年(二〇〇四)十月十六日付で報道された。「都城島津家、一一二二点寄贈、貴重な史料市に」(朝日新聞、宮崎)。「都城島津家史料群 一万点、市に移管」(読売新聞、宮崎)。「都城島津の史料 市に寄贈 二八代久厚さん所蔵史料一一二二点「長く保存して」」(毎日新聞、宮崎)。「『島津家』史料 都城市に寄贈 総数一万点」(宮崎日日新聞、一面)。「歴史物語る名家の宝」(宮崎日日新聞、二六面)。「都城島津家、都城市に史料一一二二点寄贈国の重文一括指定目指す 国内最古朝鮮王国書など」(西日本新聞、宮崎)。

(17) 「都城島津家の名宝」と称する特別企画展示会。平成十七年一月八日から二十四日)で、四二六三人の入館者数(一日

平均入館者数三〇四人)であった。なお、二週間に限定したのは、史料の保存環境を考慮してのことである。現在の都城歴史資料館は、全木造のために耐火性やセキュリティに欠けるきらいがあるからである。

(18) 都城歴史資料館の入館者数は、最近減少傾向にある。平成九年度は、一万一七二七人であったが、平成十一年度一万八八三人をピークに年々減少し、特別企画点の行われた平成十六年度は、前年度が七三三九人であったのに対し、一万一一四一人の入館者数となった。しかし、その後、入館者数はまた減少し、平成十八年度は六九四一人であった。

(19) 「都城島津家の歴史と名宝」と称する特別企画展示会。平成十七年四月二十三日～五月十五日までの期間(展示実日数二十一日)で、一万一三六六人の入館者数(一日平均入館者数五四一人)であった。

(20) 「宮崎県史 史料編」中世二、都城島津家文書八―(九)「島津家由緒覚書写」。

(21) 桑波田興「外様藩藩政の展開―薩摩藩」(『岩波講座日本歴史10』岩波書店、一九七五年)。

(22) 新名一仁「日向国人樺山氏の成立過程とその特質」(『宮崎県地域史研究』一六、二〇〇三年)。

(23) 都城市教育委員会編『都城島津家歴代史』。拙稿「鹿児島藩における都城「上置」と「中抑」」(『地方史研究』二七八、一九九九年)。

(24) 「都城島津家史料」三一―一九。

(25) 「都城島津家史料」一一―二。

(26) 「都城島津家史料」一一―三。

(27) 「都城島津家史料」一一―四。

(28) 拙稿「薩摩藩都城領における『五口六外城制』」(『宮崎県地方史研究紀要』二二、一九九六年)。

(29) 拙稿「寛永期薩摩藩における都城「上置」設置について」

〔宮崎県地域史研究〕六、一九九五年。同「鹿児島藩における都城「上置」と「中抑」」〔地方史研究〕二七八、一九九九年。

(30) 朝尾直弘「『公儀』と幕藩領主制」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史5 近世1』東京大学出版会、一九八五年、六三頁、後に『將軍権力の創出』(岩波書店、一九九四年)に収録)。高木昭作『日本近世国家史の研究』(岩波書店、一九九〇年、二二頁)。ただ、氏は軍事的には家臣の自律性は発揮されたとしている。柴田純「武士の精神となにか」(藤井讓治編『日本の近世③支配のしくみ』中央公論社、一九九一年、三一七頁)。笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、一九九三年)。笠谷氏は「近世的国制は専制的な性格のものではなく、合議決定型の構造を有する」という注目すべき指摘をされているが、「給人たちが自己の知行地に対する個別的で自由な支配を失い、大名の「家中」に包摂されていく」「給人中の大身実力者たちは大名家の「家老」として位置付けられていく」「大名家は大身家臣を完全に迎え入れた」とされる。

(31) 高野信治『近世大名家臣団と領主制』(吉川弘文館、一九九七年)。同『藩国と藩輔の構図』(名著出版、二〇〇二年)。

J・F・モリス『近世日本知行制の研究』(清文堂、一九八八年)。吉村豊雄『近世大名家の権力と領主経済』(清文堂、二〇〇一年)。磯田道史『近世大名家臣団の社会構造』(東京大学出版会、二〇〇三年)。根岸茂夫『近世武家社会の形成と構造』(吉川弘文館、二〇〇〇年)。

(32) 筆者は、こうした観点で都城島津家の自律性をキーワードとしたいくつかの研究成果を報告している。「寛永期薩摩藩における都城「上置」設置について」〔宮崎県地域史研究〕

六、一九九五年)、「薩摩藩都城領における「五口六外城制」

〔宮崎県地方史研究紀要〕二二、一九九六年)、「都城島津氏と諏訪神社祭祀」〔宮崎県地域史研究〕九・一〇合併号、一九九七年)、「鹿児島藩における都城「上置」と「中抑」」〔地方史研究〕二七八、一九九九年)、「近世前中期における鹿児島藩と都城」〔都城地域史研究〕六、二〇〇〇年)、「中近世移行期における島津氏の権力編成と北郷氏」〔立正史学〕九五、二〇〇四年)。

(33) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『文書館用語集』(大阪大学出版会、一九九七年、三九頁)。

(34) 昭和六三年六月一日総理府内閣官房長官の施行通達「公文書館法の解釈の要旨」。

(35) 「責務」については、「義務」とは異なり、国・地方公共団体が歴史資料の収集・保存・公開について、自らが行うべきことであると確認する意味で用いているという(昭和六三年六月一日総理府内閣官房長官の施行通達「公文書館法の解釈の要旨」)。

(36) 美術館で行ったときにも展示ケースがないために、掛軸をやむを得ずそのまま展示した。

(37) 現在、調査を済ませ、意見を付して国の登録有形文化財とするために、手続き中である。

(38) 松本洋幸「指定管理者制度と地域資料館―横浜市的事例―」〔九州史学〕一四八、二〇〇七年)。